

(仮称) 習志野市子ども計画(案)へ提出された意見等の概要及びこれに対する市の考え方

1. 結果の概要

- ①パブリックコメント実施期間:令和6年12月1日～12月27日
- ②意見等提出者人数:28人
- ③提出された意見等の件数:37件

2. 意見等の概要及びこれに対する市の考え方

No.	項目		関連施策		意見等の概要	市の考え方
			ページ数	事業名等		
1	第4 基本施策 【1-1-①】	子ども・若者の権利擁護	114	2 人権に関する啓発・相談	習志野市子ども計画が国の子ども家庭庁の「子ども基本法」や「子ども大綱」の基本理念を大事に計画されており、敬意を表します。 「2 人権に関する啓発・相談」「3 人権教育の充実」に、「子どもの権利条約」を子どもの年齢及び発達に度に応じた広報周知を入れてほしいです。 1994年に日本で批准してから30年になりますが、学校教育の場や社会教育の場でも積極的に広報周知されてきませんでした。子どもの権利条約の基本的な考え方「差別の禁止」「子どもの最善の利益」「生命、生存及び発達に対する権利」「子どもの意見の尊重」を子ども自身にわかりやすく教えて下さい。	「子どもの権利条約」の周知につきましては、千葉県が作成した「千葉県子どもの権利ノート」を市内の小・中・高等学校に配付し、周知を図っております。引き続き、市立小・中・高等学校において、授業や講話、人権に関する集会での活用を依頼していくとともに、人権についての理解を深めるよう指導してまいります。 また、人権擁護委員が人権啓発活動の一つとして実施している「人権教室」では、いじめ等について考える機会をつくり、相手への思いやりの心や生命の尊さを子どもたちに体得してもらうこと等を目的に実施しております。啓発アニメーション動画など、子どもたちが興味を持ちやすいように工夫した教材を活用して、「子どもの権利条約」でうたわれている差別の禁止や命の大切さなどの人権思想について、子どもたちの年齢に応じて理解することができるよう、努めております。
2		虐待予防・対策	115 116 127 174-176 178 179 187	6 こども家庭センター業務の推進 7 ならしの子どもを守る地域ネットワーク業務の推進 8 養育支援家庭訪問の実施 66 妊娠届出から始まる切れ目ない支援の充実 第5章 ・利用者支援事業 ・乳児家庭全戸訪問事業 ・養育支援訪問事業 ・子育て世帯訪問支援事業	こどももなかなか社会を目指して、さまざまな角度から、計画を立てられていると感じています。遊び場や居場所などの施設及び医療制度や保健制度等も徐々に整備されていくのだと感じています。 子どもの心の育ちという視点での施策を計画案に入れてもらいたいと感じました。現状の子どもたちは、虐待やいじめ等で心を痛めている子どもたちも水面下にいることが推察されます。 虐待予防対策について、家庭での養育状況について、現状では、公的機関による指導によることになっている状況だと思いますが、アウトリーチ型の支援の導入を検討していただければと感じました。東京都内などではすでに実施展開されていますが、習志野市内では、家庭訪問型の支援がないと感じていました。この機会に、ぜひ家庭訪問型の支援施策をご検討いただきたく要望いたします。	育児支援が特に必要と認められる家庭には、専門職により家庭訪問をする中で、子育て支援サービスの情報提供を行うとともに、指導や支援を実施しています。 また、「こんにちは赤ちゃん事業」による乳児家庭全戸訪問事業などの母子保健活動を通して、全数を把握するとともに、虐待の未然防止・早期発見に努めております。 なお、家庭訪問とは異なりますが、地域での身近な相談の場として、こどもセンターに子育て支援コンシェルジュを常駐しているほか、市内商業施設の特設ブースに相談員や専門職が出向くアウトリーチ型の相談事業も実施しています。 今後は、より実施事業の周知に努めてまいります。
3	第4 基本施策 【1-1-②】	不登校対策	117	12 学びの多様化学校の設置 13 教育相談活動の充実 14 フレンドあいあい(適応指導教室)の充実	学校へ行けない・行かない選択をした場合は、自宅で安全・安心に暮らすことを目指して欲しいと考えています。遅れた勉強を取り戻そうとか、進路に影響する等で不安にかられて無理することがないよう、自宅でゆっくり身体と心の回復を最も優先させるべきだと考えています。他の居場所ではなく、家庭が最も大切な居場所になりますよう願っています。	国は不登校児童生徒への支援の在り方について、学校に登校するという結果のみを目標とせず、子どもたちの社会的自立を目指す必要があることを示しており、本市もこの考えを踏まえ、家庭はもちろんのこと、教室以外でも安心して過ごせる場所を増やせるよう取り組んでおります。 なお、総合教育センターでは、様々な理由により登校することができなくなった児童生徒に対する相談を実施しているとともに、家庭や学校以外の居場所として通級することができる適応指導教室「フレンドあいあい」での支援も行っております。
4					こどもが学校に行けなくなった・行かなくなった時、親は仕事を休んだり、遅刻・早退と非常に苦しい立場にたつことになります。また、給食を食べないため、自宅での食事の用意にも費用がかかります。不登校になった場合の休業補償の制度があるといいと感じています。	国において、労働者の育児や介護等による離職を防ぐため、育児・介護休業法などの法律等により、労働者への支援や事業主への義務付けなどを実施しており、市での実施は難しい状況にありますが、今後の施策の参考とさせていただきます。

No.	項目		関連施策		意見等の概要	市の考え方
			ページ数	事業名等		
5	第4 基本施策 【1-1-②】	不登校対策	117	12 学びの多様化学校の設置 13 教育相談活動の充実 14 フレンドあいあい(適応指導教室)の充実	市役所に不登校専門の相談窓口を設置してほしい。	総合教育センターにおいて、不登校に関する相談を含めた教育相談(来所、電話相談など)を実施しております。
6					不登校でも進路や就職の情報が欲しいと感じるので、受け入れてくれそうな高校や通信高校の説明会等を積極的にやって欲しい。	県が主催する「進路選択サポートセミナー」では、通信制や三部制、定時制等の高校が参加し、個別相談会等を実施しており、本市の近隣で開催の際には、学校を通じて、保護者の方にお知らせしております。 また、随時個別相談を実施している学校も多いため、在籍される中学校の教職員にご相談ください。 なお、総合教育センターが実施する教育相談において、進路や就職に関する相談にも対応しております。
7		スクールカウンセラー	117	13 教育相談活動の充実	カウンセラーが学校へ来てくれたりするのは非常にありがたい。 しかし、新米のカウンセラーが来られても、子育てや社会のことも経験のない方へ、こちらが教えてあげるような状況ではカウンセラーの意味がない。 もう少し、カウンセラーなど実際の現場に出されるのは教育、社会経験を積まれてからの方がいいのではないのでしょうか。 カウンセラーを利用するような人は、本当に困っている人が利用されると思うので、それに対応可能な方を配置されることを願います。	本市の全ての市立小・中・高等学校には、県より臨床心理士または公認心理師などの資格を所有したスクールカウンセラーが配置されております。これらのスクールカウンセラーについては、県が実施している研修を継続的に受講し、資質・能力の向上に努めております。 なお、総合教育センターにおいて、臨床心理士または公認心理師資格を所有した心理士が児童生徒や保護者の不安や困りごと等についての教育相談を行っております。
8	第4 基本施策 【1-1-④】	芸術文化の体験	121	45 伝統文化等に触れ合う機会の提供	習志野市こども計画策定にあたり、当事者である子どもたちの意見聴取や意見交換を実施されたことを評価します。今後、子どもたちの声が恒常的に発信できる仕組みづくりをお願いします。 基本視点に掲げられている通り、子どもたちの権利や個性が尊重され、一人ひとりの自己肯定感が育まれる地域社会づくりは最重要課題です。特に乳幼児期における愛着形成や人と人との信頼関係をつくることは、その後の人間性や生きる力を育むために必要不可欠なことです。乳幼児親子が、身近な地域で同じ乳幼児親子とともに共感しあう生の芸術文化体験の推進をお願いいたします。	公民館が主催する育児講座やイベント等において、引き続き、乳幼児親子が芸術文化に触れる「アートスタート」の取り組みを実施してまいります。 ※いただいたご意見を踏まえ、基本施策に反映いたします。 【旧】 1-1-④ 45 伝統文化等に触れ合う機会の提供 【新】 1-2-② 61 伝統文化・芸術文化等に触れ合う機会の提供
9					子どもの心の育ちという視点では、読書についてはもちろん計画に掲載されていますが、芸術文化の視点も入れていただきたいと思っています。習志野文化ホールが現在改築となっており、地元で芸術文化に触れる機会が減少しています。教育の中(学校の中)で、芸術文化体験ができる時代がありました。現在はほとんどなくなってしまっています。子どもたちが芸術文化に触れる体験がなくなっているような気がしています。教育の中(学校の中)で芸術文化体験ができることが、子ども誰もが体験できる機会を提供できることだと思います。子どもの心の育ちには、多角的に様々な体験を子どもたちに届けなければならないと思います。体験の格差が叫ばれている昨今、芸術文化の力を教育の中に取り入れ、子どもたちの心の育ちの役割を担ってもらうのはいかがでしょうか？芸術文化の持つ力は、言わずもがなだと思います。このこども計画の中に、芸術文化の視点がないのが大変残念に感じました。 これからの社会を担っていく子どもたちに投資をするのは、現在の大人の責務と考えます。	本市では、学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業を推進し、希望がある学校単位で音楽鑑賞や能楽・雅楽などの文化芸術鑑賞を実施しており、また各校では合唱コンクールが盛んに行われております。 今後もこどもの情操教育の観点からも、一層推進してまいります。 ※いただいたご意見を踏まえ、基本施策に反映いたします。 【旧】 1-1-④ 45 伝統文化等に触れ合う機会の提供 【新】 1-2-② 61 伝統文化・芸術文化等に触れ合う機会の提供

No.	項目		関連施策		意見等の概要	市の考え方
			ページ数	事業名等		
10	第4 基本施策 【1-1-④】	芸術文化の体験	121	45 伝統文化等に触れ合う機会の提供	「45 伝統文化等に触れ合う機会の提供」に追加していただきたい。 親の経済格差が子どもの体験の格差になっている現実があります。習志野文化ホールでのコンサートや舞台鑑賞など子どもに視点をのいた企画の提供をしていただきたいです。又学校の授業に芸術家の体験ワークショップなど点数で評価されない表現活動は子どもの自己肯定感を醸成しQOL向上に貢献します。習志野市で予算化し、実施できるように希望します。習志野市文教住宅都市憲章第2条「市民は、教育、文化の向上に環境を維持するようつとめなければならない」とも齟齬がないと思っています。	習志野文化ホールが長期休館となったことから、新ホール開館までの間、地域の身近な場所で文化に触れるきっかけを積極的に作っていきたいと考えております。 また、華道や茶道、着付等の伝統文化を親子が気軽に学ぶことが出来る文化庁事業「伝統文化親子教室」の実施について支援をしてまいります。 公民館については、No.8と同様に「アートスタート」の取り組みを実施します。 また、公民館で活動するサークル・団体等と協働し、引き続き、伝統文化等に親しむ講座・イベントを実施するとともに、関係機関と連携し生の芸術文化に触れる機会の創出を検討してまいります。 学校教育における考え方は、No.9と同様です。 ※いただいたご意見を踏まえ、基本施策に反映いたします。 【旧】 1-1-④ 45 伝統文化等に触れ合う機会の提供 【新】 1-2-② 61 伝統文化・芸術文化等に触れ合う機会の提供
11	第3章 重点施策 第4章 基本施策 【1-2-①】	放課後児童健全育成事業	97-98 123	重点施策 ●放課後児童会 「51 放課後児童会の運営」	公設公営の放課後児童会を民間委託する予定と伺いました。近くの小学校も民営委託された児童会で、夏休みはお弁当を注文することで、家庭から弁当を持参することなく通って保護者にとっての利点などを聞いています。 しかし、そこで働いてくださる支援員の先生や補助の先生の待遇はどうなるのでしょうか。民営ですと給与面では現状を維持して頂けないと感じます。口約束での給与アップでは困ります。職員の方々の待遇が今までより悪くなると、今と同じような子供に寄り添った保育は望めません。こども計画を進めていくのであれば、周りの大人の環境が整っていないとこどもの安心した環境が出来上がらないのではないのでしょうか。職員の方々の給与アップや維持を望みます。寄り添ってくれる児童会の職員の方々がいるからこそこどもが安心して通える児童会になります。保護者が望む事はこのひとつだけです。毎日の弁当作りがなくなることより大事な事なのです。是非、公設公営を継続してください。 【他1件】	直営児童会では、新規の放課後児童支援員等の応募が少ない状況が続いており、放課後児童支援員等は徐々に減少しています。そのため、現行計画から計画的に業務委託を進めてきました。放課後児童会の業務委託は、放課後児童支援員等の確保と安定的な放課後児童会運営を図るため、計画的に実施しており、待機児童ゼロを維持するために必要なものと考えています。 委託事業者の職員給与については、直営児童会の放課後児童支援員等に準じた処遇とすることを原則として、事業者選定にあたっています。

No.	項目		関連施策		意見等の概要	市の考え方
			ページ数	事業名等		
12	第3章 重点施策 第4章 基本施策 【1-2-①】	放課後児童健全育成事業	97-98 123	重点施策 ●放課後児童会 「5」放課後児童会の運営」	現在の公設公営の放課後児童会の存続をすべきです。 昨今、子どもたちは多くの問題を抱えています。子どもたちとの信頼関係を結んでいる職員との関わりが重要です。民間委託により全職員が解雇され関係が壊れてしまうと子どもたちの健全育成と安心・安全の放課後児童会運営ができません。 Ⅰ 直営であることにより、市の行政機関や学校との連携が円滑に進めやすい。 （災害時の対応） 震災の時はいち早く施設等の復旧がされ、以後は非常持ち出しの整備がきちんとされています。また、安全対策マニュアルのもと年9回の避難訓練を子どもたちと共に行っています。 （感染症流行時の対応） 新型コロナウイルス流行の際はマスク、消毒用アルコールなどが定期的に支給されました。おやつも通常通りの提供ができました。 （学校との連携） それぞれの子どもについて教頭先生、担任の先生ときめ細かい情報の共有や対応をしてその子にとってより良い選択がなされるよう連携をはかってきました。 2 これまでの民間委託についてのメリット、デメリットが充分説明されていません。財政的にもどうなのでしょう。 3 現在の職員の雇用を守ることを明確に示されていません。	直営児童会では、新規の放課後児童支援員等の応募が少ない状況が続いており、放課後児童支援員等は徐々に減少しています。そのため、現行計画から計画的に業務委託を進めてきました。放課後児童会の業務委託は、放課後児童支援員等の確保と安定的な放課後児童会運営を図るため、計画的に実施しており、待機児童ゼロを維持するために必要なものと考えています。 直営または委託によらず、放課後児童支援員等は児童・保護者・学校との信頼関係の構築に努めています。また、直営から業務委託に移行する際は、児童に影響が出ないように、数か月の移行期間を設け、引き継ぎを行っています。 Ⅰ （災害時の対応） 習志野市放課後児童会安全対策マニュアルに基づき、直営又は委託によらず、平常時から避難訓練等を実施し、災害に備えています。 （感染症流行時の対応） 直営又は委託によらず、市から感染症対策に必要な物品を支給しました。また、おやつ提供については、感染予防対策の観点から2か月程度中止しましたが、直営又は委託ともに同様の対応を行っています。 （学校との連携） 直営又は委託によらず、学校と連携を図っています。 2 業務委託を実施している放課後児童会では、安定的に放課後児童支援員等の確保がされており、感染症等により急な欠員が出た場合でも欠員を生じさせることなく、代替人員の手配がされています。また、常時、2人以上の放課後児童支援員を配置しているため、児童に対し、より手厚い育成支援が可能となっています。 本市では、平成29年度から業務委託を開始しておりますが、当初は、育成支援の質の確保について心配の声がありました。しかし、現在では、保護者への満足度調査でも直営児童会と同様に高い評価をいただいています。 業務委託にあたっては、放課後子供教室と同一の事業者を採用することとしています。同一事業者による運営により、校内での交流がより促進され、児童の健全育成に寄与できるものと考えています。 財政面では、委託事業者の職員給与を直営児童会の放課後児童支援員等に準じた処遇とすることを原則として、事業者選定にあたっては、事業費は直営より高くなる傾向にありますが、直営に係る管理経費の削減につながっています。 3 直営の放課後児童支援員等については、会計年度任用職員として、業務量に応じた職の必要性を鑑みて雇用しています。直営の放課後児童会が存続する間は、本人の希望や採用枠等を総合的に判断し、雇用を継続する予定です。 また、これまでに業務委託を実施した放課後児童会では、事業者により採用等に関する説明会が開催されており、委託事業者に就職をした放課後児童支援員等もいます。委託事業者に対しては、就職希望者に配慮するよう協議してまいります。

No.	項目		関連施策		意見等の概要	市の考え方
			ページ数	事業名等		
13	第3章 重点施策 第4章 基本施策 【1-2-①】	放課後児童健全育成事業	97-98 123	重点施策 ●放課後児童会 「5」放課後児童会の運営」	現在の公設公営の放課後児童会を存続するべきです。これまで民間委託についてのメリット、デメリットが充分説明されていません。財政的にもどうなのでしょうか。児童会の民間委託で一番影響を受けるのは子どもたちです。現在、子どもたちは多くの問題を抱えています。児童会は学校とは違い、生活の場です。学校や家庭での悩みやストレスを児童会で吐き出すことができるのは、子どもたちと信頼関係を長く結んでいる支援員の存在が不可欠です。民間委託により、全職員が解雇され関係が壊れてしまうと、子どもたちの健全育成と、安心安全な放課後児童会の運営、そして保護者の就労にも影響が出てきます。なぜ公設公営で運営出来ないのか、なぜ今まで習志野市の児童会を守ってきた職員の保障が出来ないのか。明確な説明がないまま計画を進めないでください。 Ⅰ、直営であることのメリット ・市の行政機関や学校との連携が円滑に進めやすい。 ⅰ 災害時の対応 東日本大震災の時、民間の児童会（他市）は運営することが困難でした。習志野市は液化化が酷かった児童会の復旧に素早く対応して、翌週から開室しました。職員も帰宅困難な児童に寄り添い、怪我人も出ませんでした。常に避難訓練を行って準備を整えているのは、公設の強みです。 ⅱ 感染症流行時の対応 マスクやアルコールなど市からの配給がありましたが、民間はありませんでした。職員が感染し、欠員が出て同じ公設公営の職員が対応しました。民間は対応ができるのでしょうか。 ⅲ 防犯対策 学校と職員が常に連携をとっています。 ◇学校と職員が直接連携しているので、個々の児童の対応が素早く出来ます。民間は会社を通して話し合いになると思いますが、素早い対応は出来ますか？また、対応ができる支援員が子どもたちの側にいますか？ 【他10件】	No.12の考え方と同様です。 なお、放課後児童支援員等に対しては、会議や研修等職員が集まる機会を捉え、説明をしました。引き続き、必要に応じて説明や意見交換を行います。 また、保護者に対しては、委託化スケジュールについて御案内をしています。 今後、業務委託が近づいた小学校区においては、個別に説明する予定です。

No.	項目		関連施策		意見等の概要	市の考え方
			ページ数	事業名等		
14	第3章 重点施策 第4章 基本施策 【1-2-①】	放課後児童健全育成事業	97-98 123	重点施策 ●放課後児童会 「51 放課後児童会の運営」	現在の公設公営の放課後児童会を存続してください。 昨今、子どもたちは多くの問題を抱えています。子どもたちとの信頼関係を結んでいる職員との関係が重要です。民間委託により全職員が解雇され関係が壊れてしまうと子どもたちの健全育成と安全・安心の放課後児童会運営ができません。 1 直営であることにより、市の行政機関や学校との連携が円滑に進めやすい。 ①災害時の対応 ②感染症流行時の対応 ③防犯対策 ④学校との連携により個々の児童への対応ができる 2 これまでの民間委託についてのメリット、デメリットが十分に説明されていません。財政的にもどうなのでしょう。事件、事故が生じた場合、企業では撤退することもあるようです。 3 現在の職員の雇用を守ることが明確に示されていません。 春休み、夏休み、冬休みの学童がなくなると困ります。公設公営の放課後児童会を存続して下さい。	No.12の考え方と同様です。 なお、放課後児童会は、直営または委託によらず、夏休み等の長期休業期間も運営しています。
15					放課後児童会についてですが、現在の公設公営の児童会を存続させてください。 理由は、習志野市以外でも民間委託業者がありますが、職員の入れ変わりがはげしく、子どもや保護者にとって安心、安全な学童クラブ（児童会）とは思えません。 今までの公設公営である事で、市の行政機関、学校との連携もスムーズに行われていましたが、上司からは、民間委託になった事でのメリット・デメリットは何ら聞かされてなく、今後の意向調査で本人の意思を確認する、5年後には全ての職員が解雇されると言われました。 きちんとした説明の上で、計画を進めて頂きたいと思います。	
16					・現在公設公営で運営されている放課後児童会の継続運営をお願い致します。 ・習志野市が民間委託を選択されてしまう場合は、現職員と保護者への説明会が必須でお願い致します。 ・1小学校に複数の委託事業社が運営することは無いようにしてください。 ・児童の放課後生活が笑顔で安心安全が保障される選択をお願い致します。 ・現在勤務している職員で児童の健全育成や安心安全に配慮した勤務ができている職員は優先してこの先の職場の道を斡旋して下さい。	

No.	項目		関連施策		意見等の概要	市の考え方
			ページ数	事業名等		
17	第3章 重点施策	放課後児童健全育成事業	97-98	重点施策 ●放課後児童会	既に民間に委託している施設(学校)があります、民間委託したことにより良くなった点、悪くなった点がないので、教えてほしいです ◇募集を掛けても思うように人が集まらなかったことも民間委託に切り替えた理由のひとつと理解しているが、民間委託によって応募者数は増えたのでしょうか変わらなかったのでしょうか教えてください。 ◇預けた親に対して、「この施設は民間業者に委託し運営しています」と説明は行っていると思いますが、親からはどのような質問があるのでしょうか。質問に対する解答も教えてください。 例えば、民間委託したこととこれまでやり方が変わるの?変わらないの? ◇民間委託によって習志野市は「市は、施設(学校の一部)を民間業者に貸与しているだけで、そこの運営はすべて委託業者に任せています」的な考えではないのか。 例えば、何かあった時(緊急時)の責任者は現場の民間業者であって市ではないなど。 ◇親からの申し出は現場の民間業者が対応されていると思いますが、市はどのタイミングで介入されるのでしょうか? 親の中には、いきなり市に申し出を行う人もいられると思いますが、市は対応して下さるのでしょうか?「その件に関しましては委託業者に申し出てくだい」と回答することはないのでしょうか。	民間委託したことによるメリット・デメリットについては、No.12の考え方と同様です。 ◇委託事業者への応募者数については、把握していませんが、安定的に放課後児童支援員等の確保がされています。 ◇これまで、業務委託を実施した放課後児童会の保護者からは「児童が不安にならないようにしてほしい」との要望が一番多くなっています。直営から業務委託に移行する際は、数か月の移行期間を設け、引き継ぎを行うことで、児童・保護者の不安感を解消しています。 ◇放課後児童健全育成事業の責任主体は市になります。 ◇保護者から市に申し出があった場合は、委託事業者と連携を図り対応しています。
18	第4章 基本施策 【1-2-①】		123	「5」放課後児童会の運営」	・前計画の振り返りにおいて、放課後児童会の待機児童対策として「放課後児童支援員を確保し、安定的な児童会運営を図るため、10小学校20児童会の業務委託を実施しました」とありますが、業務委託をした結果として、放課後児童支援員の確保が出来たのか?明確ではありません。業務委託による直営児童会の人員確保ができていないのであれば、今後の放課後児童会の業務委託の理由にはならないのではないのでしょうか。 ・計画の基本的な考え方で放課後児童会の業務委託の実施予定が打ち出されていますが、基本施策として放課後児童会の運営が明記されています。市として放課後児童会の運営にどのように責任を持っていく方針なののでしょうか。市の責任と委託した後の管理体制についてどのように考えているのでしょうか。 ・放課後児童会を業務委託していくことで直営児童会をすべてなくす計画ですが、直営児童会をなくす明確な理由がありません。なぜすべての放課後児童会を業務委託するのでしょうか。業務委託の方が現在の直営での管理よりも運営費はかかるのではないのでしょうか。業務委託に関する明確な理由を教えてください。 ・放課後児童会がすべて業務委託なされた場合、現在の直営児童会で働く職員の処遇はどうする予定なののでしょうか。現在の習志野市の放課後児童会を支えているのは現場の放課後児童支援員たちであり、現場の意見は重要です。市の方針を伝えるだけではなく、現場の声や意見を聞き、対話することを推奨します。	No.13の考え方と同様です。 また、市の責務につきましては、No.17の考え方と同様です。

No.	項目		関連施策		意見等の概要	市の考え方
			ページ数	事業名等		
19					市は数年後にはすべての放課後児童会を民営化する計画ですが民営化により何が変わるのか、利用者へ説明してください。放課後児童会は子どもたちが安心してまた安全に過ごす場所です。民営化により、これまでの児童会が変わってしまうことが心配です。子どもたちの成長を見守ってきた職員が、民営化により子どもたちと離れてしまうことになるのではないのでしょうか。子どもの成長にとって大切な時期に接する大人との関係は、子どもの人生にも影響するかもしれません。	No.12及びNo.13の考え方と同様です。
20	第3章 重点施策 第4章 基本施策 【1-2-①】	放課後児童健全育成事業	97-98 123	重点施策 ●放課後児童会 「5」放課後児童会の運営」	放課後児童会について、現在の公設公営の児童会を存続させてください。 習志野市以外でも民間委託業者がありますが、民間委託にしたことで市の担当職員であるはずにもかかわらず放課後児童会についてわからず、また民間委託業者が様々な理由から撤退をして新たな業者を探す事態に陥り、災害時には当日その日に児童会を閉め、児童を送ったとしても自宅に帰したとの話を聞きました。 放課後児童会は、放課後子どもたちが安心安全に過ごせる場所でありたいと保護者の願いのもとにつくられました。今後すべての習志野市にある放課後児童会が民営委託となった場合、果たしてこれまで通りの水準が保たれ運営できるのか、子どもの安全は守られるのか心配です。 また、もともと習志野市でも民営委託が始まったのは公設公営だけでは人数確保がままならず民営委託業者の求人力を期待して公設公営を維持できるように始めたはずが、何の説明もありません。 現在利用している保護者にも民営委託になるころには在籍していないことから、説明は何もされていません。 民営化になることで、どんなメリット、デメリットがあるのかを今公設公営で働いている職員、利用している保護者のかたに今の民営化の現状を説明してください。 そのうえで双方が納得できるように計画を進めてください。	No.13の考え方と同様です。
21	第4 基本施策 【2-1-①】	医療機関 (小児科)	128	73 小児救急医療体制の整備、充実	習志野市内のかかりつけ医などの小児科は、ネット予約しないと受診できないが、その予約自体が一瞬で予約数が埋まる。そのため、予約しなくていい市川市や、八千代市などの小児科を探して行って受診している現状は、子育てにやさしくはない。当方はまだしも、車がない人はどうされているのでしょうか。 大きな病院に夜間でもかかっても、かかりつけ医はどこですか?と聞かれても、予約を取れる小児科がなかなかないため、毎回行く小児科が異なり、かかりつけできる小児科がないので、答えようもない。 市販の薬を買うより受診料300円+薬代0円でもらえる薬目当ての人もいるので、本当の病人は受診できない。けがをした場合などは、外科へ行くと小児科へ、小児科に行くと外科へといわれる。	小児科医の数を含め、医療機関及び医師の医療体制等の整備は千葉県が所管しており、医療法に基づく「千葉県保健医療計画」により、医療圏域(本市は東葛南部医療圏域)における医療提供体制の確保を図っております。 その中で、小児医療につきましては、小児医療従事医師数が少なく、地域偏在についても課題とされ、医師の養成、確保、偏在解消に向け、様々な取り組みを進めております。 なお、小児科医は全国的に不足している状況にありますが、千葉県に対して小児科医の確保や市域を超えた医療体制整備について要望書を提出しておりますが、本市としても引き続き、解決策について考えてまいります。
22	第4 基本施策 【3-1-①】	子ども・若者の居場所づくり	—	—	P.74～の「6. 子ども・若者の意見聴取結果の概要」において、「場所がほしい」「場所が少ない」「子どもの居場所を作るにあたっての補助をしてほしい」という多数の意見に対して、P.137～の「3. 地域社会が、子ども・若者や家庭をやさしく見守り支えるまち」の中でいくつか方針を挙げていただいておりますが、習志野市に存在する空き家を有効活用することで、各種団体に子どものための居場所として有効活用してもらいやすくなる取り組みはいかがでしょうか。	空家の活用方法については、空家所有者の意向によるものであることから、市では千葉県宅地建物取引業協会千葉支部と空家等の有効活用等に関する相談業務について協定を締結し、空家所有者からの相談を受け付けております。 現時点では、ご指摘のような取り組みは実施しておりませんが、今後の施策の参考とさせていただきます。

No.	項目		関連施策		意見等の概要	市の考え方
			ページ数	事業名等		
23	第4 基本施策【3-1-①】	子ども・若者の居場所づくり	138	131 学校体育施設の開放	「131 学校体育施設の開放」に追加していただきたい。 あらゆる子どもたちがスポーツや運動、遊び、文化体験などを行う場や機会を提供します。 一般社団法人TOKYO PLAYが「遊ぶことは、身体や心、人間関係、知性、創造性など全人的な育ちと、自分の人生を自分で手づくりする土台を築くことにつながる。」と緊急政策提言しています。習志野市には子どものための児童館がなく、137ページの「地域における子育て・子育て支援拠点の充実」には苦勞の跡が見て取れます。会場の提供だけでなく子どもの声を聞く大人のコーディネーターやファシリテーターなど予算化されると思います。	基本施策131「学校体育施設の開放」は、「学校体育施設開放事業」として、スポーツの推進という主旨のもと、学校教育に支障のない範囲において、スポーツに親しむ機会を与え、健康の増進と明るいまちづくりに役立てることを目的に運動の場として提供しており、団体が行う土、日、祝日のスポーツ活動を対象としております。本事業においては、多くの子どもたちとそれを支援する指導者やボランティアの方々が関わり、スポーツを通してこどもの成長に携わっております。 今後も、本事業を推進し、スポーツの推進を図るとともに、子どもたちの成長の一助を担いたいと考えております。 遊びの機会については、各小中学校に整備している放課後児童会や放課後子供教室におけるプログラムの充実や、生涯学習複合施設プラッツ習志野のプレーパークでの子どもたち自身による自由な遊び場の創造などで、大人も関わりながら様々な遊びを提供できるよう努めてまいります。 また、文化体験については、No.8～No.10の考え方と同様です。 なお、こどもの声を聞くためのファシリテーター等については、子ども・若者の市政参画を促進していくにあたり、参考とさせていただきます。
24			137-138	126 放課後子供教室の実施 127 子どもの部屋（放課後対応事業）の実施 128 子どもスペースの開放とプレーパーク等の実施 129 多様な放課後の居場所の充実 130 子ども・若者スペースの設置 134 地域子育て支援拠点事業（子どもセンター等）の充実	「子どもまんなか社会」と言っていますが、本当にそうなのか、計画を見て疑問に思った箇所がありましたのでコメントさせていただきます。 子どもたちの居場所づくりができていないか疑問に思っています。0歳から18歳までの誰もがいつでも行くことができる児童館のような施設が、最低でも中学校区には一つはあるべきだと思います。他の自治体にある児童館は乳幼児だけではなく、小学生、中学生、高校生がいつでも利用できる施設です。他の自治体で実際に経験しましたが、乳幼児期には親子で子育てサロンに参加し、小学生になると自由に遊びに来ます。中学生になるとバスケットや卓球をしたり、友達同士で待ち合わせをして話をしたりしています。地域にあり継続して利用します。職員に会いに来る子どももいます。習志野市にはこのような施設はないと思います。 子どもを中心に考えるのであれば、誰もがいつでも行ける施設を設置すべきです。子どもたちの居場所づくりをしてほしいと思います。多くの悩みを抱える子どもたちにとって安らぎの場となるものです。	本市には児童館はありませんが、就学前の子どもがいる家庭が、親子で遊んだり、交流できる場として、子どもセンター（市内8か所：令和7年4月時点）を市内各所に設置するとともに、習志野市社会福祉協議会各支部が実施する子育てサロン（5か所）も実施されています。 就学児童の放課後の居場所に関しては、放課後子供教室のほか、遊びや学習の場として、生涯学習複合施設プラッツ習志野の「子どもスペース」や各公民館が実施する「子どもの部屋」があり、誰でも自由に利用できる居場所として活用されています。 今後は、整備予定の総合教育センター複合施設内において、小学生から中学生や若者も利用できる「子ども・若者スペース」を開設するべく、基本計画・設計に位置づけてまいります。 また、プラッツ習志野フューチャーセンター等既存の公共施設等を活用し、若者が気軽に行けて安心できる居場所の確保に努めてまいります。
25	その他	計画名	—	—	子ども計画としながらも若者を含んでいることに違和感を感じている人がいることを耳にしました。 市の計画なので市民に伝わりやすい独自性のある名称をつけてください。 習志野市は都心に近く、とても生活しやすいまちだと思います。若者が生き生きできるまちは活気あふれるまちにつながります。国がめざす「子どもまんなか社会」に向けて、習志野市も頑張ってください。	計画名につきましては、子ども基本法の規定どおりの「子ども計画」を仮称として策定作業を進めてまいりましたが、ご意見も踏まえ、本計画の対象者を明確にするため「若者」を表記するとともに、子ども大綱が目指す「子どもまんなか社会」を踏まえ、「習志野市子ども若者まんなか計画」とすることになりました。
26	その他	学校の感染症情報	—	—	個人情報の保護のためなのか、他の学級、他学年の学級閉鎖情報すら、習い事の先生から聞いて初めて知るような状況はおかしいと思う。 病院に行って、学校で何か感染症流行ってますか？ と聞かれても、答えられない。 実際にはやっているときにマスクなどの対策もしょうがない	感染症の発生の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律においては、感染症の予防及びまん延の防止に関する取り組みを講ずるとともに、感染症の患者等の人権を尊重しなければならないとされており、感染症に関する情報提供は大切なことと理解しておりますが、罹患した児童生徒が特定されないことを第一とし、情報提供の方法について配慮させていただいております。 ご心配をおかけしておりますが、ご理解いただきますようお願いいたします。